

し尿収集運搬料金基準額の改定について

1 概要

(1) し尿処理体制の現況

本市のくみ取り便槽から発生したし尿の収集運搬業務については、一般廃棄物（し尿）の収集運搬に係る許可業者が業務を行っており、現在、青森地区は3者が、浪岡地区は2者が許可を受け業務を行っている。

収集したし尿については、青森・浪岡地区ともに青森地域広域事務組合が管理・運営している「あおひらクリーンセンター」へ運搬し処理されている。

(2) し尿収集運搬料金

本市では、し尿収集運搬業務の全てを許可業者が行っているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、し尿収集運搬料金を定めることができないが、同料金が公共的な性格を有していることから、安定した収集運搬体制の確保のため、市が許可業者に目安となるし尿収集運搬料金基準額を提示し、許可業者がその基準額を参考にして利用者から受け取る同料金を決定してきた。

(3) 課題と対応

本市のし尿収集運搬料金基準額について、消費税率の引上げに伴うもの以外は、青森地区では平成10年から24年にわたり、浪岡地区では平成15年から19年にわたり見直しを行っていない。また、し尿のくみ取り人口及び処理量が、公共下水道の普及や合併処理浄化槽への切替え、人口減少などに伴い減少していること、原油等の価格が高い水準で推移していることから、許可業者の業務運営が不安定となり、市民サービスの低下につながるものが懸念されているところである。

このような背景から、本市のし尿収集運搬料金基準額を改定する必要があると考え、令和4年7月27日、青森市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、審議を行った。

2 し尿収集運搬料金基準額の改定

令和4年10月5日、青森市廃棄物減量等推進審議会において、適正かつ合理的な、し尿収集運搬料金基準額の改定について、以下、2点の審議結果となり、6日、市長へ答申された。

(1) 浪岡地区については、青森地区と同額（改定後：1,692円）にすると、高い増加率（改定前：1,300円→改定後：1,692円とした場合、+30.2%）となるため、利用者が許容できる、青森地区と同じ増加率（+17.4%）とした基準額（下表【表 現行基準額との比較】参照）が適当である。

(2) し尿収集運搬料金の変更に当たっては、利用者への周知期間を十分に設ける必要があるため、料金の変更を実施する場合は、令和5年4月1日とすることが適当であり、また、し尿収集運搬許可業者と市が連携して利用者へのきめ細かな周知活動を行う必要がある。

【表 現行基準額との比較】

(税抜き)

区分	青森地区			浪岡地区		
	改定後	改定前	比較	改定後	改定前	比較
1800 までの額	1,692 円	1,441 円	+251 円	1,526 円	1,300 円	+226 円
1800 超 10 ごとの額	9.40 円	8.01 円	+1.39 円	8.48 円	7.22 円	+1.26 円
増減率	—	—	+17.4%	—	—	+17.4%

※全国の一般廃棄物処理業許可業者・浄化槽清掃業許可業者で組織された「全国環境整備事業協同組合連合会」が示す原価計算の方法に準じて算出。

3 し尿収集運搬許可業者への新たな基準額の提示、し尿収集運搬料金の決定

市は、令和4年10月28日・31日、し尿収集運搬許可業者に対して、青森市廃棄物減量等推進審議会からの答申内容及び新たなし尿収集運搬料金基準額を提示・説明した。

し尿収集運搬許可業者は、提示された新たな基準額で利用者から受け取るし尿収集運搬料金とすることで決定した。

4 スケジュール

- ・令和4年12月～翌年3月 し尿収集運搬許可業者から利用者に周知、
広報あおもり等で市民に周知
- ・令和5年4月1日 新料金適用